

令和7年11月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和7年11月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和7年11月19日（水） 午後2時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

10月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第34号 臨時代理の承認について

議案第35号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

日程第5 協議・報告事項

協議報告(1) 第4期長浜市教育振興基本計画のパブリックコメントの実施について

協議報告(2) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー
価格高騰分）交付要綱の制定について

協議報告(3) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（給食材料費
高騰分）交付要綱の制定について

日程第6 その他

3. 閉 会

次回定例会 令和7年12月25日（木）14時30分～

議案第34号

臨時代理の承認について（長浜市教育委員会の所属職員の任免について）

長浜市教育委員会の所属職員の任免について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年2月13日教育委員会規則第6号）第2条の規定により下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第1項第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年11月19日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

記

長浜市教育委員会の所属職員の任免について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年2月13日教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和7年11月14日

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

議案第 35 号

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 19 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

第4期長浜市教育振興基本計画のパブリックコメントの実施について

1. 計画の概要

現在の第3期計画が、今年度末で5年間の計画期間満了を迎えます。

のことから、近年の社会情勢や教育環境等の変化により生じた新たな課題等に対応するなど現計画の必要な見直しを行い、次期計画となる第4期長浜市教育振興基本計画を策定します。

2. 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3. 策定に向けた検討状況

①協議・検討体制

- ・長浜市教育振興基本計画策定委員会（学識経験者等外部委員10名）
- ・府内職員ワーキングチーム

②概要

- ・基本方針及び基本目標：第3期計画を継承
- ・施策の基本的方向及び具体的な施策

施策数（51→38に集約）

指標（より具体的かつ、市民目線での指標となるよう再設定）

指標数（53→65に拡充）

4. 検討経過

令和6年11月12日	教育委員会11月定例会	着手報告
12月11日	総務教育常任委員会	着手報告
令和7年 1月30日	第1回策定委員会	諮問・協議
3月25日	第2回策定委員会	協議
5月22日	第3回策定委員会	協議
7月 4日	第4回策定委員会	協議・骨子決定
7月24日	教育委員会定例会	経過報告
9月24日	総務教育常任委員会	経過報告
10月29日	第5回策定委員会	協議・素案決定

5. 今後の予定

令和7年11月19日	教育委員会定例会	パブコメ前報告
12月17日	総務教育常任委員会	パブコメ前報告
12月	パブリックコメントの実施	
令和8年 1月	第6回策定委員会	協議・答申
2月	教育委員会2月定例会	計画案として同意
3月	総務教育常任委員会	計画策定の報告

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当：幼児課
件名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱の制定について
長浜市民間認可保育所認定こども園物価高騰対策事業補助金（給食材料費高騰分）交付要綱の制定について

第1 制定理由

1 エネルギー価格高騰分

エネルギー価格高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、エネルギー価格高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援するため、民間認可保育所及び認定こども園に対する補助金交付要綱の制定するもの

2 給食材料費高騰分

給食材料費の高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、給食材料費の高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援するため、民間認可保育所及び認定こども園に対する補助金交付要綱を制定するもの

第2 要点

1 エネルギー価格高騰分

園の運営に係る令和6年度の光熱水費（園の運営に係るものに限る。以下同じ。）と令和5年度の光熱水費の差額又は令和6年度の光熱水費に10分の1を乗じた額のいずれか低い額を補助金として交付する。

2 給食材料費高騰分

（1）令和7年4月以後の各月初日の在籍児童数に、次の単価を乗じた額を補助金として交付する。

ア 0～2歳児 430円

イ 3～5歳児 30円

（2）令和7年度の給食費を430円以上引き上げたクラスの児童は対象外とする。

（レイモンド長浜南こども園 短時部が該当）

3 その他

両補助金とともに令和7年度限りの実施とし、令和8年3月31日限りで廃止する。

第3 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

長浜市告示第315号

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、エネルギー価格高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援するため、民間認可保育所及び認定こども園に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間認可保育所及び認定こども園 国及び地方公共団体以外の者が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により滋賀県知事の認可を受けて設置する法第39条第1項に規定する保育施設並びに第39条の2第1項に規定する教育及び保育施設をいう。
- (2) 光熱水費 市内の民間認可保育所及び認定こども園（以下「民間園」という。）の運営に係る電気代、上下水道代、ガス代、灯油代その他の光熱水費をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に民間園を設置する者で、利用者に対してエネルギー価格高騰による利用料の増額負担を求めないものとする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 令和6年1月1日から同年12月31日までの期間に始期がある事業年度（以下「令和6年度」という。）の光熱水費から、令和5年1月1日から同年12月31日までの期間に始期がある事業年度（以下「令和5年度」という。）の光熱水費を減じた額。ただし、零を下回る場合は零とする。
- (2) 令和6年度の光熱水費に10分の1を乗じた額

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年11月1日までに、長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度の収支決算書
- (2) 令和5年度の収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適當と認めたときは補助金を交付するものとする。

（手続の併合等）

第6条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第7条、第14条及び第15条の手続を省略する。

（書類の整備等）

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
（告示の失効）
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）

交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

（※）

（ ）

（※）本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請し、補助金の交付額を請求します。

1 補助金交付申請額及び請求額

補助年度	令和7年度	補助事業等の名称	長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助事業（エネルギー価格高騰分）
補助事業等の目的及び内容		エネルギー価格高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、エネルギー価格高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援することを目的とする。 エネルギー価格高騰分の補助	
補助事業等の経費所要額内訳		4 補助金額算定明細のとおり	
交付申請額及び請求額			
添付書類		(1) 令和6年度の収支決算書 (2) 令和5年度の収支決算書	

2 補助金の振込先

振込口座	金融機関名				支店名					
	預金種別	普通 当座	口座番号							
	口座名義	(フリガナ)								

3 連絡先情報

担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

4 補助金額算定明細

単位：円

年度	光熱水費 ※収支決算書に 記載された額 A	光熱水費のうち、民 間園の運営以外に要 した費用 B	差引額 (A-B) C
令和6年度 事業年度： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			①
令和5年度 事業年度： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			②

令和6年度と 令和5年度の差額 (①-②) D	令和6年度の10% (①×10%) E	交付申請額及び請求額 (DとEのいずれか低い額)

(注) D欄、E欄に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

長浜市告示第316号

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（給食材料費高騰分）交付要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（給食材料費高騰分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、給食材料費の高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、給食材料費の高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援するため、民間認可保育所及び認定こども園に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、民間認可保育所及び認定こども園（以下「民間園」という。）とは、国及び地方公共団体以外の者が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により滋賀県知事の認可を受けて設置する法第39条第1項に規定する保育施設並びに第39条の2第1項に規定する教育及び保育施設をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、市内に民間園を設置する者とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次に掲げる児童1人当たりの単価に、令和7年4月以後の各月初日の在籍児童数を乗じた額の合計額とする。

- (1) 0歳児、1歳児及び2歳児クラスに所属する児童 430円
- (2) 3歳児、4歳児及び5歳児クラスに所属する児童 30円

2 前項の規定にかかわらず、令和7年度の在籍児童1人に係る給食費（長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費補助金交付要綱（令和元年長浜市告示第282号）による減免前の給食費をいう。以下この項において同じ。）について、令和6年度の在籍児童1人に係る給食費から月額430円以上の増額をしている場合は、当該増額した給食費に係る児童は補助金の額の算定に係る在籍児童数に含めない。

（交付申請）

第5条 規則第4条第1項に規定する市長が定める日は、令和7年11月1日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業（給食材料費高騰分）実施計画書（様式第1号）

とする。

(決定の変更申請等)

第6条 補助金の実績額が交付決定額を下回る場合は、規則第8条の規定による交付決定の変更申請を省略し、実績報告をもってこれに代えることができる。

(実績報告)

第7条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業（給食材料費高騰分）実績報告書（様式第2号）とする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、民間園の運営上必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業
(給食材料費高騰分) 事業実施計画書

年 月 日

施設名 _____

月	在籍児童数（各月初日の人数）			補助金額小計
	内訳人数		単価	
4月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
5月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
6月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
7月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
8月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
9月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
10月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
11月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
12月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
1月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
2月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
3月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
合計	—	—		円

様式第2号（第7条関係）

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業
(給食材料費高騰分) 実績報告書

年 月 日

施設名 _____

月	在籍児童数（各月初日の人数）			補助金額小計
	内訳人数		単価	
4月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
5月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
6月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
7月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
8月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
9月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
10月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
11月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
12月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
1月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
2月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
3月	0～2歳児	人	430円／人	円
	3～5歳児	人	30円／人	
合計	—	—		円